

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 令和7年3月12日(水)午前10時～午前10時34分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 片岡健一郎 副委員長 須藤智子 委員 梅村 均  
委員 谷平敬子 委員 堀江珠恵 委員 大野慎治  
委員 木村冬樹

欠席議員 なし

説明員 市民協働部長 伊藤新治、福祉部長 長谷川忍、健康こども未来部長 西井上剛、  
教育部長 石川文子、総務部専門監 齋藤元英  
行政課長 兼松英知、同統括主査 宇佐美祐二、長寿介護課長 浅田正弘、同統  
括主査 石井陽平、こども家庭課長 神山秀行、同主幹 佐久間喜代彦

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主任 御嶽千夏

#### 付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第16号	岩倉市子ども・子育て会議条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第17号	岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第18号	岩倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第19号	岩倉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
陳情第3号	人権保障を担う保育・障害・介護職場で働く職員自身の人権が守られ、働き続けられる福祉職場にするために、国に対して賃金の引き上げと職員増員のための財政措置の意見書提出を求める陳情	聞きおく
陳情第4号	「従来の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書」の提出を求める陳情書	聞きおく

◎委員長（片岡健一郎君） ただいまから厚生・文教常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案4件であります。このほか陳情2件が送付されております。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に当局から挨拶をお願いします。

◎健康子ども未来部長兼福祉事務所長兼子ども家庭センター長（西井上 剛君） おはようございます。

昨日から降っていた雨も今朝方に上がりまして、気温も大分上がって過ごしやすい感じで今日は来られたかなと思っております。これからどんどん暖かくなっていくというところで、桜の開花に向けていくというところなんですけれども、一方で少し花粉がしっかり飛ぶようになってきて、いろいろと鼻水、くしゃみ、お聞き苦しいような声があった場合は御容赦いただきたいと思えます。議員の皆様におかれましても、体調の変化には十分お気を付けいただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

本日の議案4件の審査をお願いしております。

法令の改正に伴うもの、もしくは準ずるものであるところの中で、1件は本市の計画のほうですね、新たに2つの計画を1つにしたということに関する関係でございます。

グループ長以上が出席しております。丁寧な回答に努めさせていただきまので、慎重審議をよろしく願いをいたします。

◎委員長（片岡健一郎君） ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

初めに、議案第16号「岩倉市子ども・子育て会議条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 最初に私ごとで申し訳ありませんけど、一言だけ。

今議会は少し私の個人の問題でいろいろトラブルもありまして、本会議を退席するなど御迷惑をおかけしております。昨日も目の緊急手術を日帰りを受けまして、ちょっと左目に違和感があるのと充血しておりますので、そういうことで御心配無用ですので、その点だけ申し上げておきます。

それで、この条例の一部改正についての質疑であります。今回所掌事項をいろいろ追加するという形になっております。それで、岩倉市子ども未来応援計画というものの策定が3月にされるということですから、もうほぼ確定してきているんだらうというふうに思っていますけど、この計画の中身を少し知っておきたいなというふうに思います。

それで、岩倉市子ども行動計画及び岩倉市子ども・子育て支援事業計画等を一体のものとしてつくるということではありますが、この2つの計画を併せた形のものということだけなのか、あるいはそれ以外にも市独自といいますか、特徴のある計画となっているのかどうか、こういった点について教えていただきたいと思えます。

◎こども家庭課主幹（佐久間喜代彦君） 今年度策定しております岩倉市子ども未来応援計画なんですけれども、先ほど木村委員のおっしゃられたとおり、もともとある法令で定められている岩倉市子ども・子育て支援事業計画、こちらのほうがまず令和7年度から第3期目に入るということで5か年の計画と、それに併せて岩倉市子ども条例に基づく子ども行動計画、こちらを併せたものになります。大きくは、この2つの計画になっております。

そこに加えて少子化に対処するための施策というものも一部加えていくことと、あと次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画というものも含めての5か年の計画ということで、今策定も最終盤になって事務作業を進めているところです。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。

まず、そういった点で新しい、あらゆる子どもに関する計画をまとめたものとなるというふうに思えますので、議会あるいは担当委員会のほうに説明等をお願いしたいと思えますが、委員会として申出をすれば説明をいただけるということで確認させていただいてよろしいでしょうか。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（神山秀行君） はい、依頼いただければ御説明させていただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りします。

委員間討議を省略したいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第16号「岩倉市子ども・子育て会議条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第16号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第17号「岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（谷平敬子君） 改正内容のところなんですけれども、栄養士を対象とする規定について、管理栄養士も対象となるよう改めるとありますけれども、この管理栄養士も対象とされた理由をもう少し詳しく教えてください。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（神山秀行君） この本件改定に当たりまして、もともとは令和5年に提案されました地方分権改革に関する案件の一つとして、新潟県を中心に管理栄養士養成施設卒業者が栄養士免許を受けることなく管理栄養士国家資格を受験できるようにするという規制緩和の提案がございました。この提案につきましては、従来の制度における負担を軽減することを目的としているものです。

これまで管理栄養士の国家試験を受験するためには管理栄養士養成施設を卒業しただけでは不十分だということで、都道府県知事からの栄養士免許の交付が必要となっておりました。このため、管理栄養士を受験しようとする者につきましては、栄養士免許の申請を行う必要があり、その手続や手数料が大きな負担となっておりました。

また、都道府県側でも栄養士免許の交付や管理栄養士試験、管理栄養士の国家試験の受験願書に必要な栄養士免許取得照合書等の発行を迅速に行わなければならない、事務的な負担となっておりました。

一方で、一般の栄養士の養成施設を卒業した場合には、管理栄養士の受験資格を得るためには実務経験が必要となっております。そのためには栄養士

免許が必要、必須となっております。しかし、管理栄養士養成施設の卒業者につきましては、実務経験が不要ということで、栄養士免許を申請しなくても簡便に管理栄養士の国家試験を受験できるようになることが求められたことによるものになります。このことによりまして、栄養士法のほうが改正されまして、あえて栄養士免許を申請しない管理栄養士を配置しても、栄養士の配置を求める要件を満たすものとされたことになりまして、栄養士の配置を求めている施設等の基準についての改正が今回必要になったため、この一環としまして、岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定しております「栄養士」の部分を「栄養士又は管理栄養士」と改める一部改正のほうを本議案として上程させていただいたものになります。長くなりまして、すみません。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） これまでは、先ほど答弁にありましたように、栄養士の資格を取って実務経験を数年やった後に管理栄養士の国家資格を取るという形だったと思いますが、そういう令和5年から直接管理栄養士の資格を取得するような課程ができたということで、必要な改正だというふうに思っています。

それで、直接管理栄養士の資格を取得する場合のその課程の年数ですね。栄養士は2年、短大で取れたと思うんですけど、何年教育を受けたら取れるのか。

また、もちろんその中で実務的な研修もあるというふうに思うんですけど、そういった点も少し教えていただきたいと思えます。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（神山秀行君） 管理栄養士の養成施設につきましては、4年の課程になっております。

それで、実習のほうも当然養成の課程の中には、カリキュラムの中にはあるものと認識しております。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。

この課程ができてから少し、一、二年ということだというふうに思いますが、ですからこれから養成が行われていくということで、現時点では直接管理栄養士を取ったというような、そういう人たちはまだ生まれていないという理解でよろしいでしょうか。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（神山秀行君） 令和6年11月29日付で内閣府令で定められたものになりますので、現時点ではないものと認識しております。今後そういった方が現れてくるのかなというところになります。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第17号「岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第17号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第18号「岩倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第18号「岩倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第18号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第19号「岩倉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎副委員長（須藤智子君） 改正内容のところに最後のほうなんですけど、質の担保の観点からということを書いてあるんですけど、この質の担保の観点というのはどういう意味なのか、教えてください。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（浅田正弘君）

今回の改正の趣旨は、地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化ですが、原則一つの地域包括支援センターには、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士の3職種を置かなければならないんですけど、この柔軟化することによって、複数の地域包括支援センターを一つとして見る場合、もし2つであれば3・3の職種のところを4・2というふうで人員配置ができますけれども、その2人になった場合、1職種ではなく最低2職種は置かなければいけないというところで、質の担保というところで改正がされたというところでございます。

◎副委員長（須藤智子君） 3職種のいずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないものとしてあるんですね。それが現状3職種あると思うんですけど、それがその現状3職種が2職種の職員になっても業務に支障はないのかどうか、お尋ねをいたします。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（浅田正弘君）

この柔軟化によって複数の地域包括支援センターを一つとして柔軟な人員配置をするに当たっては、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合というふうになっておりますので、そちらで支障があるという御判断がある場合にはできませんので、支障がないというときに限って、そういった必要が認められて柔軟な配置ができるというふうを考えております。

◎副委員長（須藤智子君） それによって職員さんに負担がかかるとか、利用者の方に負担がかかるとかということがないように気をつけていただきたいと思います。お願いします。希望です。

◎委員（大野慎治君） すみません。岩倉市においては、その3種目の保健師さん、社会福祉士さん、主任ケアマネジャーさんを2つの地域包括支援センターに現状はそのまま配置できるという考えで間違いないですね。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（浅田正弘君）  
今岩倉市内には2つ地域包括支援センターがあるんですけども、3職種それぞれ配置するというので、そのまま。柔軟な配置というのは、また地域包括支援センター運営協議会のほうで御協議いただいて、必要であればするかもしれませんが、今のところ岩倉市内では現状の3職種、3職種という配置でいきたいというふうには考えております。

◎委員（梅村 均君） 市内2か所にあるセンターで事業内容の違い、何か特化しているような傾向というのは現状であるのでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（浅田正弘君）  
市内2か所の地域包括支援センターの事業内容は基本的に違いはありません。  
ただし、南部中学校圏域を担当する岩倉東部地域包括支援センターの職員には、認知症地域支援推進員をお願いしておりますので、認知症地域支援推進員として認知症に関する研修や会議などに参加していただきまして、医療や介護との支援ネットワーク構築などに携わっていただいているというところがございます。

◎委員（梅村 均君） もう一点、運営協議会の役割を担っております推進委員会ですけども、本会議のほうでこちらの推進委員会に今回の柔軟な対応ですか、柔軟化することを報告されているというような御答弁もあったんですけども、その推進委員会の反応というんですかね、何か不安な反応がなかったのか、会議録をちょっと見せてもらった限りはなかったんですけど、いま一度、担当課のほうにその反応をお聞きしたいと思います。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（浅田正弘君）  
今回の条例改正に当たりまして、令和6年6月に開催しました地域包括支援センター運営協議会を担っております岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会で地域包括支援センター運営協議会が必要と認めた場合、地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置が可能となるような基準の改正について報告しましたところ、推進委員会の委員の皆様からは御質問等はございましたが、特に反対する意見等はございませんでした。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はありませんか。

◎委員（木村冬樹君） 今回の条例の一部改正をどう考えたらいいかということがありましたので、ある意味では規制緩和でもありますので、本市の地域包括支援センターではありませんが、他市の地域包括支援センターの責任者とお話をする機会を持ちました。

そういった中で、3職種の確保は非常に難しいということはこの地域包括支援センターでもあるみたいで、そういった点でその辺の実態がどうなのかということのを常勤換算ということ、多分7.5時間掛ける5日間というのを例えば2人ないし3人で補うみたいな、そんな形になってくるのかなというふうに思うんですけど、この確保の難しさというところはどのように捉えているんでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（浅田正弘君）

この3職種、専門職なんですけれども、やっぱり専門職の確保というのは非常に難しいというところで感じております。

◎委員（木村冬樹君） その地域包括支援センターの責任者の方との話の中で、3職種だけではやっぱり回らないという実態が各地域包括支援センターにあるというふうにお聞きしております、そういった点で岩倉市の2つの地域包括支援センターの体制というのはどういう形になっているのかということが分かりましたら教えてください。

◎長寿介護課統括主査（石井陽平君） 市内の地域包括支援センターの3職種以外の方につきましては、岩倉市地域包括支援センターの方で事務の非常勤の職員さんがお一人、あと実態把握として市内を回っていただくような、訪問していただくような活動をされている方がお一人、岩倉東部地域包括支援センターでも、事務の非常勤の方と実態把握の非常勤の方がそれぞれお見えになるような状況です。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。

そういう体制を組まないと、やはりこの地域包括支援センターの業務はなかなか回っていかないということで、当初は要支援の方の計画をつくるということが主な仕事だったんですけど、そうではなくて、もうこの地域の相談活動とかが本当に比重が重くなってきているんじゃないかなというふうに思います。

それで、本会議の質疑の中で、その岩中区の地域包括支援センターが約7,500人、地域として対象はそのぐらいいると。南中区のほうは4,300人ということで、少し市内ではアンバランスがあるなというふうに思うんですけど、これについてどのように対応しているのかなというふうに思います。

特に岩中区のほうの体制が今のままで十分なのかどうか、こういった点に

ついて、少し考えをお聞かせいただきたいと思います。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（浅田正弘君）

そうですね。高齢者の相談件数も急激に増加しているということはございませんけれども、やはり要介護認定の人も増えてきておりますし、相談にも一人一人丁寧に対応していただいているというところで、一定多忙なところはあると思いますけれども、現状は岩倉市地域包括支援センター、社会福祉士も1名のところ3名ございますし、そういったところで対応できているのかなというふうに考えておりますけれども、地域包括支援センターの業務の状況については今後確認したりしていきたいと思っております。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第19号「岩倉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第19号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、陳情第3号「人権保障を担う保育・障害・介護職場で働く職員自身の人権が守られ、働き続けられる福祉職場にするために、国に対して賃金の引き上げと職員増員のための財政措置の意見書提出を求める陳情」を議題といたします。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 聞きおくとして、各委員において熟読し、勉強

していただきますようお願いいたします。

続きまして、陳情第4号「「従来の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書」の提出を求める陳情書」を議題といたします。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 聞きおくとして、各委員において熟読し、勉強していただきますようお願いいたします。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（片岡健一郎君） それでは休憩を閉じ、会議を再開します。

昨年12月定例会において審議しました請願第12号「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書」にありました国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書（案）については、当委員会の中で、愛知県市議会議長会が提出した要望書を見ながら3月定例会へ向けて提出していくことで同意が得られていたと思います。

したがいまして、今3月定例会におきまして委員会提出議案として、国民健康保険に関する意見書を提出することについてを議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、議題といたします。

それでは、お手元に配付させていただきました国民健康保険の関係資料として、昨年12月に添付されてきました国への意見書①、これはクリップ止めの2枚目になると思います。それと一番上の1枚目が愛知県市議会議長会の要望書でございます。そして3枚目でございますが、それらを踏まえた意見書（案）ということで、木村議員から御提案をいただいております。この3つの資料を参考にしながら意見書の文案について検討していきたいと思っております。

初めに、提案いただきました木村議員から補足説明をいただきたいと思っております。よろしくようお願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 12月定例会で一つの項目の中で、この部分だけとい

う形での一部採択ができないということで、それであれば委員会提出議案として3月議会でどうだという話もありましたので、それを受けて私のほうで文案をつくりました。

少し読み上げたほうがいいかなと思いますので、最初に読ませていただきます。

国民健康保険の国庫負担の引き上げを求める意見書（案）。

国民健康保険は、所得の低い世帯が多い、所得に占める保険料・税負担が他の健康保険と比べて重いという構造的な問題がある。本市においても、課税所得200万円未満の世帯が77.5%、うち100万円未満が55.3%となっている。所得に占める保険税負担割合は、課税所得100万円未満の世帯では23.7%から44.6%と、所得が低いほど負担割合が高いのが現状である。

近年、国民健康保険の被保険者数は減少傾向にあり、財政運営の都道府県単位化により、都道府県が示す納付金を納めるため、市町村では毎年のように保険料・税の見直しが行われている。本市においても、令和5年度、6年度と連続して保険税が引き上げられ、課税所得500万円の世帯では2年間で15万円を超える引上げなど、物価高騰が続く中で、加入世帯には重い負担となっている。

このような構造的な問題、加入世帯の急激な負担増を改善し、保険料・税を協会けんぽ並みに引き下げるために、全国知事会は、均等割の廃止も含めて、1兆円の公費投入を国に求めているほか、全国市長会や愛知県議会からも公費投入の要望が提出されている。

以上のことから、岩倉市議会として「も」と言うと、ちょっとごめんなさいね、主体性がなくなってしまうので、以上のことから、岩倉市議会として「は」、国民健康保険の国庫負担を引き上げるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

という形で一応つくらせていただきました。皆さんの御意見をを受けて、読んでいくとやっぱりちょっと細か過ぎるかなと思いますけど、岩倉市の実態をやっぱり伝えることは大事だなというふうに思っていますので、そういうふうにつくらせていただきました。御意見をいただいて、修正をした上で提出できればと思います。以上です。

◎委員長（片岡健一郎君） ありがとうございます。

ただいま御説明いただきましたこの意見書（案）につきまして、何か御意見ございますでしょうか。

御意見がある方は挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

特に御意見ない、この内容で……。

[発言する者あり]

◎委員長（片岡健一郎君） はい、そうですね。先ほど訂正箇所2か所ございました。

念のためもう一度申し上げます。

3段落目ですね。このような構造的問題、加入世帯「に」となっておりますが、加入世帯「の」に変更します。

そしてもう一点は、4段落目ですが、以上のことから、岩倉市議会として「も」とありますが、岩倉市議会として「は」ということで、変更2か所させていただきますということで、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（片岡健一郎君） 特に御異議がないということで、それでは以上の内容で……。

[発言する者あり]

◎委員長（片岡健一郎君） 提出先についてはいかがでしょうか。

総理大臣、この順番もよろしいですかね。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（片岡健一郎君） 特に御意見ないということで、それでは、意見書の文案につきましては、ただいま申し上げた2か所を修正したという形にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で厚生・文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。